

公 示 送 達 書		
令和8年7月6日		
下記の書類は当市総務部税務課に保管してありますから出庁のうえ受領してください。		
井原市長 大 舌 勲		
送達を受けるべき者	住 所	井原市美星町星田 5 2 5 5 番地 1
	氏 名	吉 實 幸 士 郎 (吉 實 福 雄 分)
送達する書類名	令和8年度 軽自動車税(種別割)督促状【井原市う1108】	
	以下余白	
(注 意) 地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。		

公 示 送 達 書		
令和8年7月6日		
下記の書類は当市総務部税務課に保管してありますから出庁のうえ受領してください。		
井原市長 大 舌 勲		
送達を受けるべき者	住 所	井原市美星町星田 5 2 5 5 番地 1
	氏 名	吉 實 幸 士 郎（吉 實 久 美 子 分 ）
送達する書類名	令和8年度 軽自動車税(種別割)督促状【倉敷580ち1067】	
	以下余白	
(注 意) 地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。		

公 示 送 達 書		
令和8年7月6日		
下記の書類は当市総務部税務課に保管してありますから出庁のうえ受領してください。		
井原市長 大 舌 勲		
送達を受けるべき者	住 所	井原市美星町星田 5 2 5 5 番地 1
	氏 名	吉 實 幸 士 郎
送達する書類名	令和8年度 軽自動車税(種別割)督促状【倉敷483こ773】	
	以下余白	
(注 意) 地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。		

公 示 送 達 書		
令和8年7月6日		
下記の書類は当市総務部税務課に保管してありますから出庁のうえ受領してください。		
井原市長 大 舌 勲		
送達を受けるべき者	住 所	井原市美星町星田 5 2 5 5 番地 1
	氏 名	吉 實 幸 士 郎
送達する書類名	令和8年度 軽自動車税(種別割)督促状【倉敷585ほ1】	
	以下余白	
(注 意) 地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。		